

慶弔見舞金規程

医療法人あかつき会

平成26年 2月 1日改定

慶弔見舞金規程

(目 的)

第1条 本規程は、医療法人あかつき会（以下「あかつき会」という）に勤務する職員に対する慶弔見舞金の支給について定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、就業規則第2条に定める職員（以下「職員」という）に適用する。

② パートタイマーその他就業規則第2条第2項第1号から第5号に該当する者については、勤務状況等によりその都度定める。

(慶弔見舞金の種類)

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- ①結婚祝金
- ②出産祝金
- ③災害見舞金
- ④死亡弔慰金

(受給手続き)

第4条 職員が慶弔見舞金の支給を受ける場合には、支給対象となる事由の発生後、すみやかに所定の「慶弔見舞金申請書」を記入して提出しなければならない。
なお、やむを得ない事情により当該職員が手続きを行えない場合には、所属長が代わって実施しなければならない。

(結婚祝金)

第5条 職員が結婚したときは、次の通り結婚祝金を支給する。

- 1. 支給金額は30,000円とする。
- 2. 結婚の当事者双方が当法人の場合、双方に祝金を支給する。
- 3. 当該祝金の申請が2度目となる者には10,000円を支給する。

(出産祝金)

第6条 職員及びその配偶者が出産したときは、次のとおり出産祝金を支給する。

- 1. 支給金額は 1産児につき10,000円とする。
- 2. 死産の場合は、見舞金として前条の半額を支給する。

(災害見舞金)

第7条 職員の居住する家屋が火災や風水害等により被害を受けた場合には、被害の程度に応じて、次の通り災害見舞金を支給する。なお、大規模災害等の発生の場合は、その時点の状況をふまえて判断するものとする。

床上浸水	30,000円
半焼・半壊	50,000円
全焼・全壊	100,000円

(本人死亡弔慰金)

第8条 職員本人が死亡したときは、次の通り遺族に対して死亡弔慰金を支給する。
ただし、業務上の災害等の場合の基準は別途定める。

1. 金額 管理職 100,000円
 一般 50,000円
2. 葬儀の際には理事長名の花輪または生花を供し、弔電を送るものとする。

(家族死亡弔慰金)

第9条 職員の配偶者や扶養する子、父母などが死亡したときは、次の通り死亡弔慰金を支給する。

1. 支給金額

配偶者	管理職	50,000円	一般	30,000円
実父母	管理職	30,000円	一般	20,000円
子女	管理職	30,000円	一般	20,000円

※配偶者の父母については、同居している場合や、職員本人が喪主である等、社会通念上必要と認められる場合には、配偶者の父母にも支給できることとする。

2. 葬儀の際には理事長名の花輪または生花を供し、弔電を送るものとする。

付 則

1. 本規程は、平成26年2月1日から改定して施行する。